

社会福祉と動物愛護管理の  
多機関連携に向けた  
アンケート結果

# 概要

県では、高齢者や生活困窮者など、社会福祉支援が必要な方（支援対象者）に関する動物に係る問題について、令和7年2月に県内（千葉市、船橋市及び柏市を除く）社会福祉関連機関等及び動物関係部局に対してアンケート調査を実施し、その実態把握等を行いました。

その結果、一定の支援対象者が動物に関する問題を抱えていることが示唆されました。

# アンケートの実施の背景

- 近年、高齢化や核家族化といった社会の変化に伴い、犬や猫などの動物を家族の一員として飼育する家庭が増加している一方で、動物の飼育に起因する様々な問題が発生しており、特に多頭飼育問題は、動物の飼育状況の悪化だけでなく、飼い主自身の生活状況や周辺的生活環境への影響があることから、近年、社会的な問題として注目されている。
- この問題の背景には、飼い主の生活困窮や社会的な孤立など、社会福祉的な支援が必要なケースがあり、根本的な解決のためには「人の問題」と「動物の問題」として別々に対応するのではなく、関係者が連携して対応することが求められている。

# アンケートの目的及び実施方法

## 目的

- 社会福祉と動物愛護管理の多機関連携の一層の推進に向け、関係部局等における「動物の問題」の探知及び連携に関する現状把握並びに県の「動物の問題」の相談窓口の周知

## 実施方法

- 千葉県電子申請サービスを利用したアンケート調査

# 対象

(1) 地域 千葉市、船橋市及び柏市を除く千葉県全域

(2) 部局等

ア 動物関係部局

(ア) 各保健所及び動物愛護センター

(イ) 市町村狂犬病予防担当課

イ 社会福祉関係部局等

人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン（令和3年3月環境省発行）「表4 関連する社会政策分野と関係する行政機関等」に掲げる 行政機関及び民間機関並びに市町村重層的支援体制整備事業主管部局

# アンケート結果についての補足説明①

- 回答については個人または組織としての回答をそのまま結果として集計。
- アンケートの選択（動物部局、福祉部局）を誤ったものについては集計からは除いた。
- とりまとめ案では概要及び意見等は一部を紹介。

# アンケート結果についての補足説明②

【用語について結果説明のため以下の定義づけを行った。】

## ①社会福祉支援

高齢者や障害者、社会困窮者など社会的弱者に対する公私の支援

## ②社会福祉関連機関等

社会福祉支援を行う行政機関、民間団体、民生委員等（「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン（令和3年環境省発行P24表4参照）

## ③支援対象者

社会福祉支援が必要な方

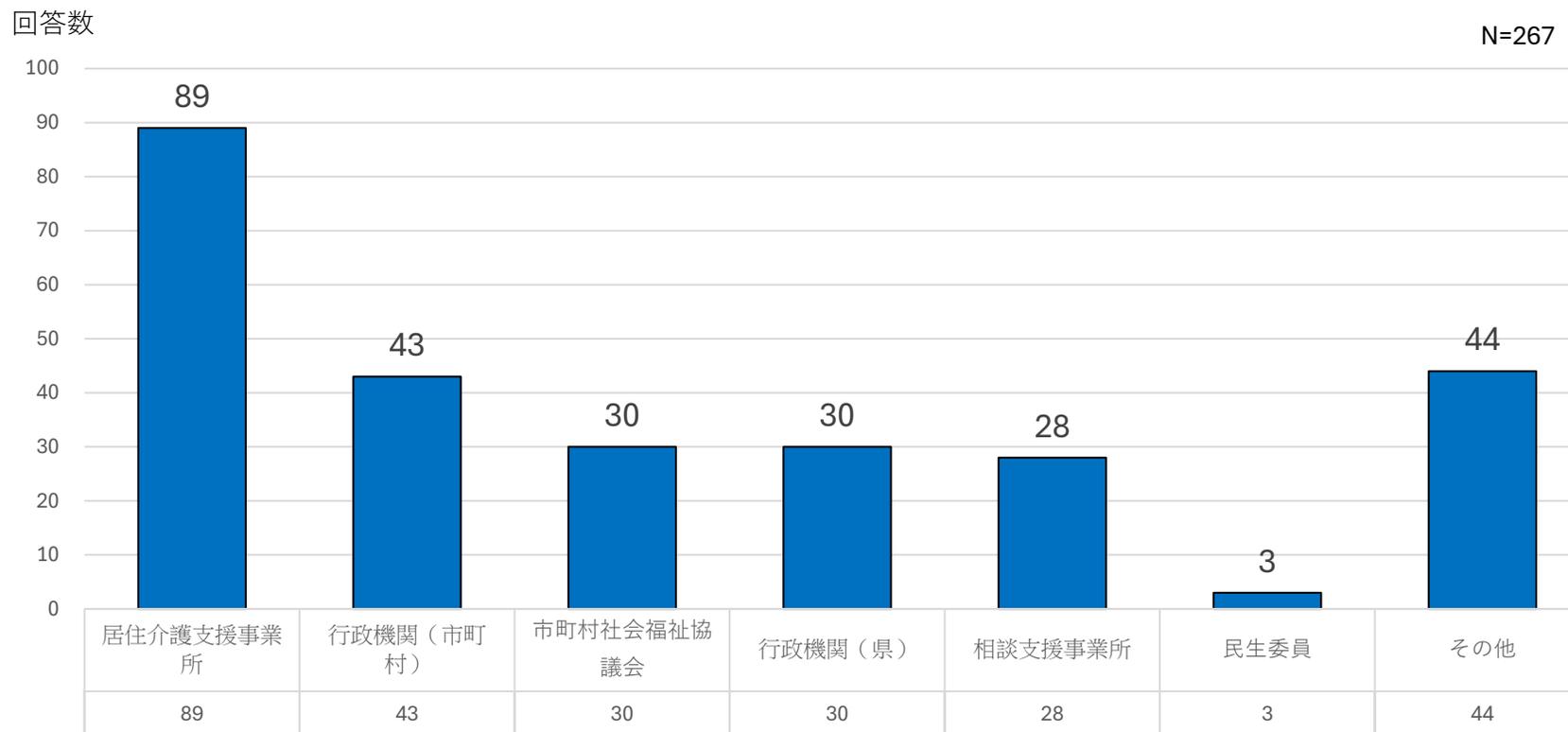
## ④訪問支援

支援対象者の居宅を訪問して、社会福祉支援を行うこと

# 社会福祉関連機関等向けアンケート結果

# 回答機関

回答のあった機関は267機関で内訳として「居宅介護支援事業所」が最も多く89機関（33.3%）、次いで「その他」44機関（16.5%）、「行政機関（市町村）」43機関（16.1%）であった。

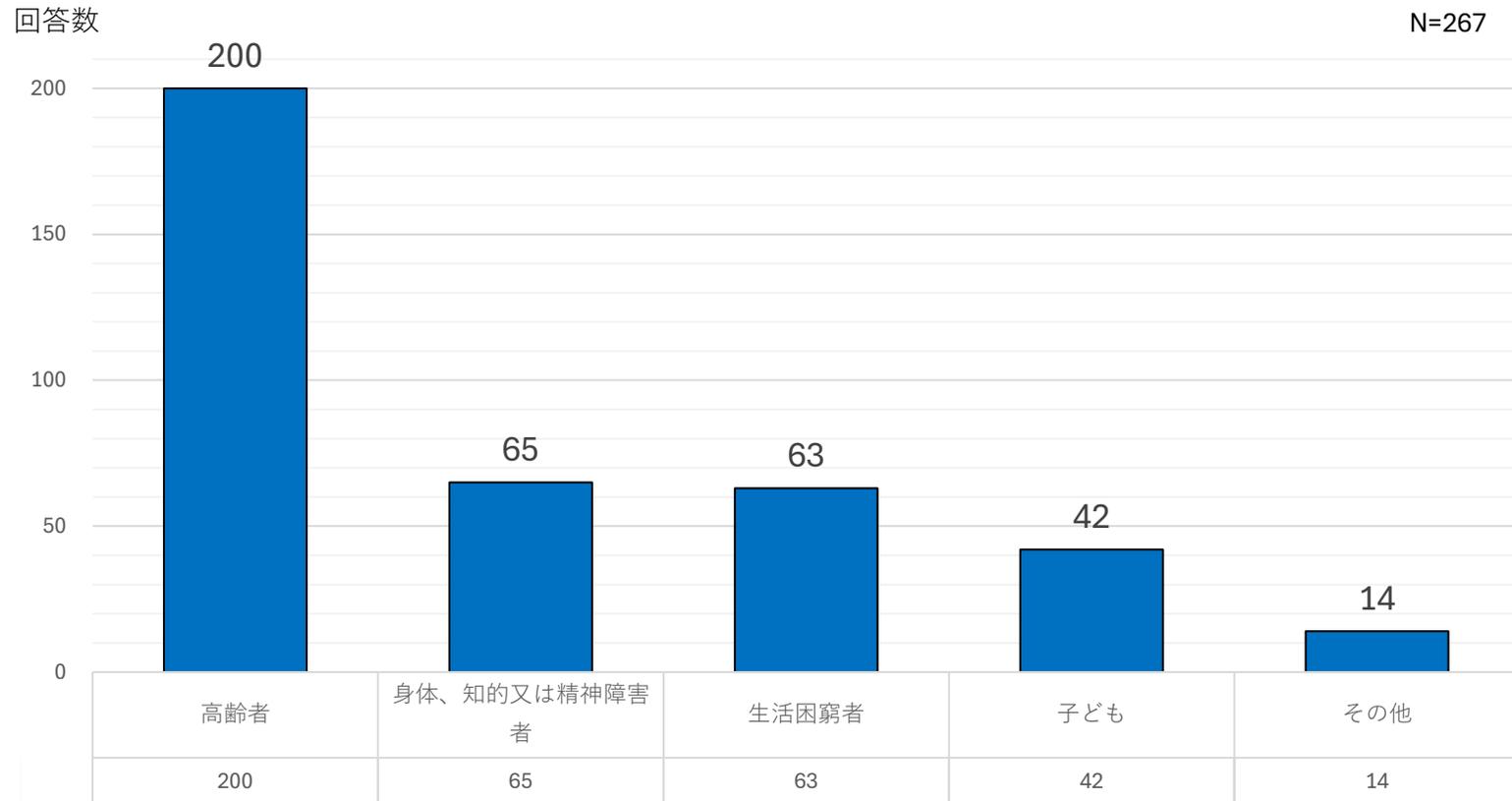


## その他の内容

地域包括支援センター、認知症初期集中支援チーム、生活困窮者自立相談支援事業所、市からの業務委託、基幹相談支援センター、通所介護事業所、障害者支援施設、就労継続支援B型事業所、社会福祉協議会

## 支援対象者の内訳（複数回答可）

支援対象者の内訳は「高齢者」が200機関（74.9%）と最も多く、次いで「身体、知的又は精神障害者」が65機関（24.3%）「生活困窮者」63機関（23.6%）であった。



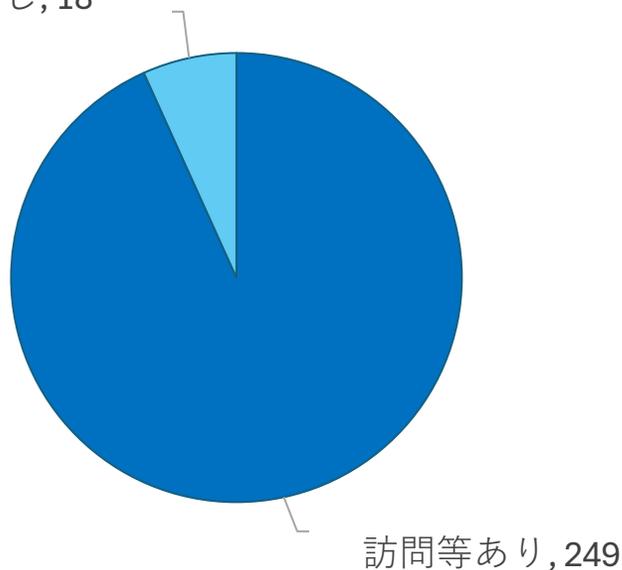
### その他の内容

生活保護相談者・生活保護受給者、事業者、生活保護受給者、障害を持つ子の親、主な支援業務の窓口は管内市である、子どもの保護者、生活保護者、ひとり親家庭、DV被害者、認知症と思われる方、困難女性・ひとり親

# 支援対象者宅への訪問の有無及び支援対象者の動物飼養割合

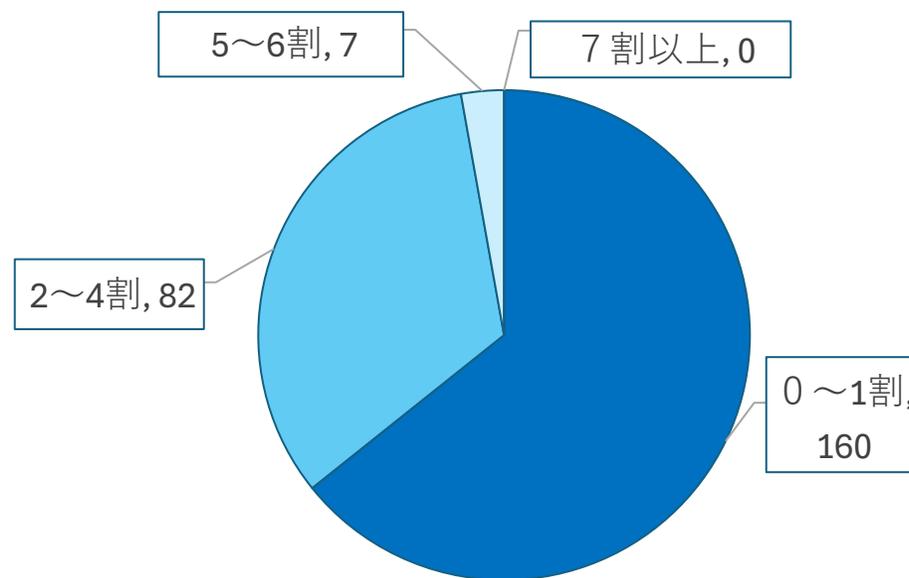
訪問の有無  
「訪問等あり」と回答した機関が249機関（93.3%）であった。

回答数 訪問等なし, 18 N=267



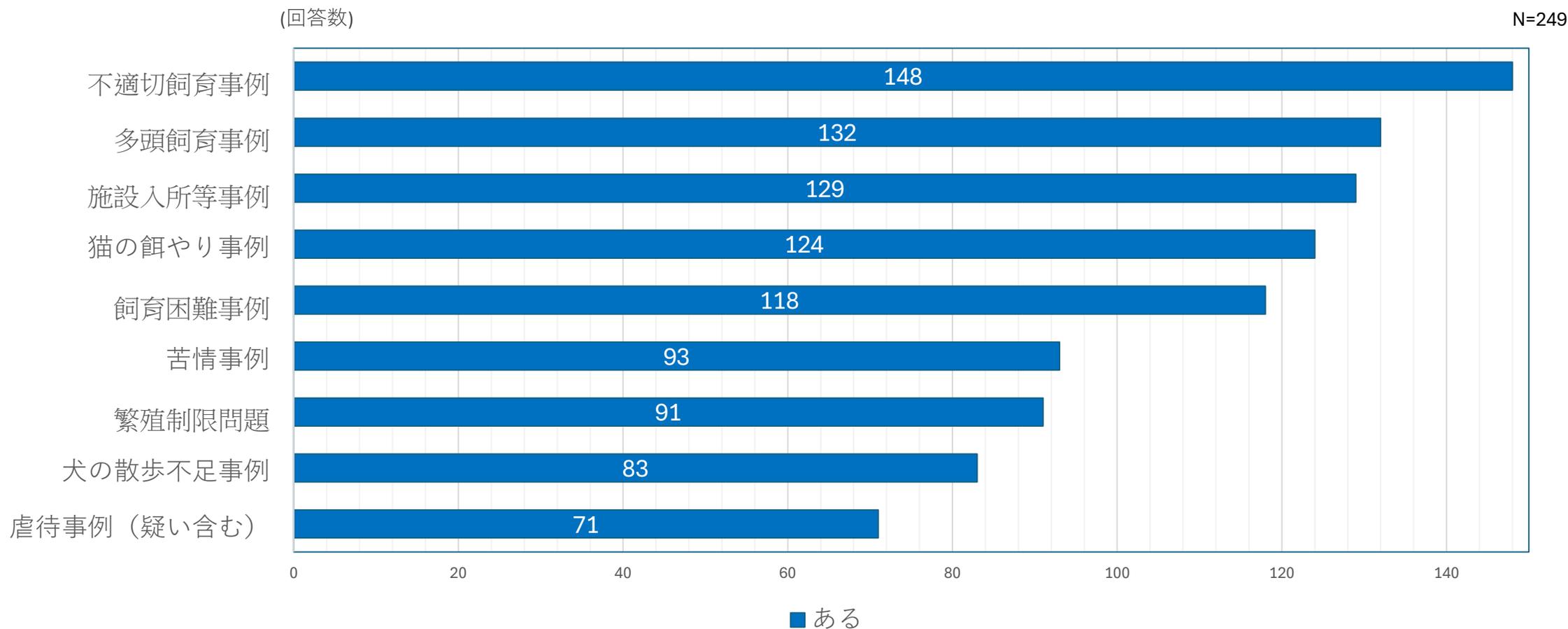
動物の飼養割合  
「訪問等あり」と回答した249機関のうち、支援対象者の動物の飼養割合の回答は「0～1割」が160機関（64.3%）、次いで「2～4割」が82機関（32.9%）であった

回答数 N=249



# 動物に関する問題への遭遇等

「訪問等あり」と回答した249機関のうち、動物に関する何らかの問題に「遭遇した・相談を受けた・対応した」と回答したのは205機関（82.3%）であった。個別の内容では「不適切飼育事例」「多頭飼育事例」、「施設入所等事例」、「猫の餌やり事例」が多かった。



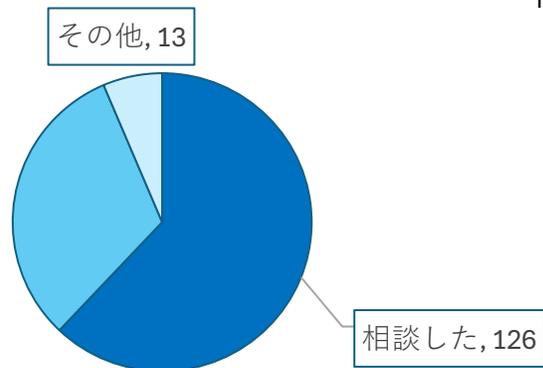
# 動物に関する問題に遭遇等した際の相談等について

動物に関する問題に遭遇等した際に126機関（62.1%）が他部署に相談していた。

遭遇していない場合の相談については集計せず。

動物に関する問題が発生した際の相談について

回答数



N = 203

相談しなかった, 64

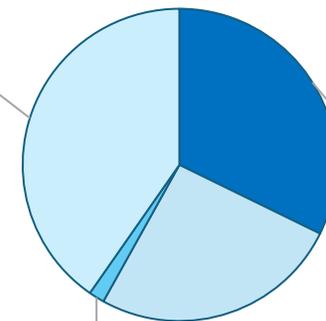
その他の内容 記載無し

動物に関する問題に遭遇した際にどこにも相談しなかった理由として、「その他」が51機関（66.2%）、「どこに相談したらよいかわからなかった」が24機関（31.2%）であった。

相談しなかった理由

回答数

その他, 25



N = 62

どこに相談したらよいかわからなかった, 20

相談する時間が無かったから, 1

その他の内容

「同意が得られなかった」「本人が問題視していない」「家族、親族、友人が対応した」「相談先は知っているが、相談先にまともに相談できる職員がいない」「まだ相談するような状態でないため」

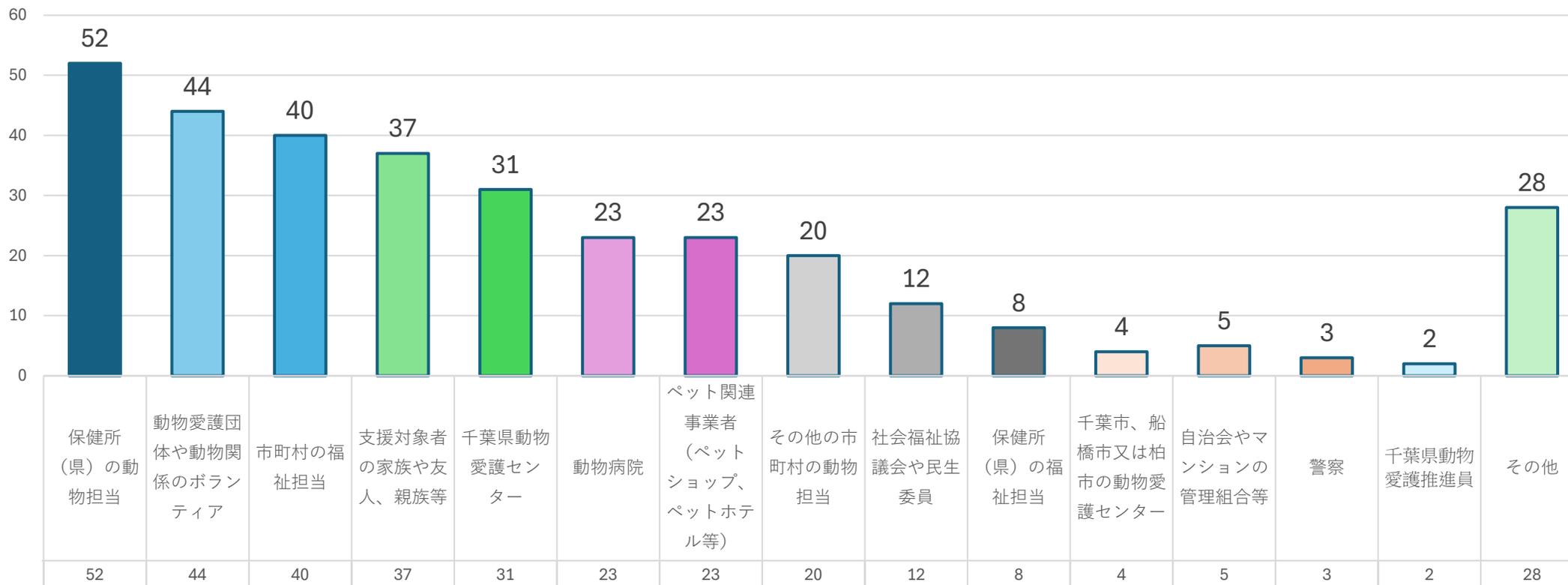
# 動物に関する問題に遭遇等した際の相談先について

複数回答可

動物に関する問題に遭遇等した場合の相談先は「保健所（県）の動物担当」が52件（38.2%）と最も多く、次いで「動物愛護団体や動物関係のボランティア」が44件（32.4%）、「市町村の福祉担当」と「その他」が40件（29.4%）であった。

回答数

N = 136



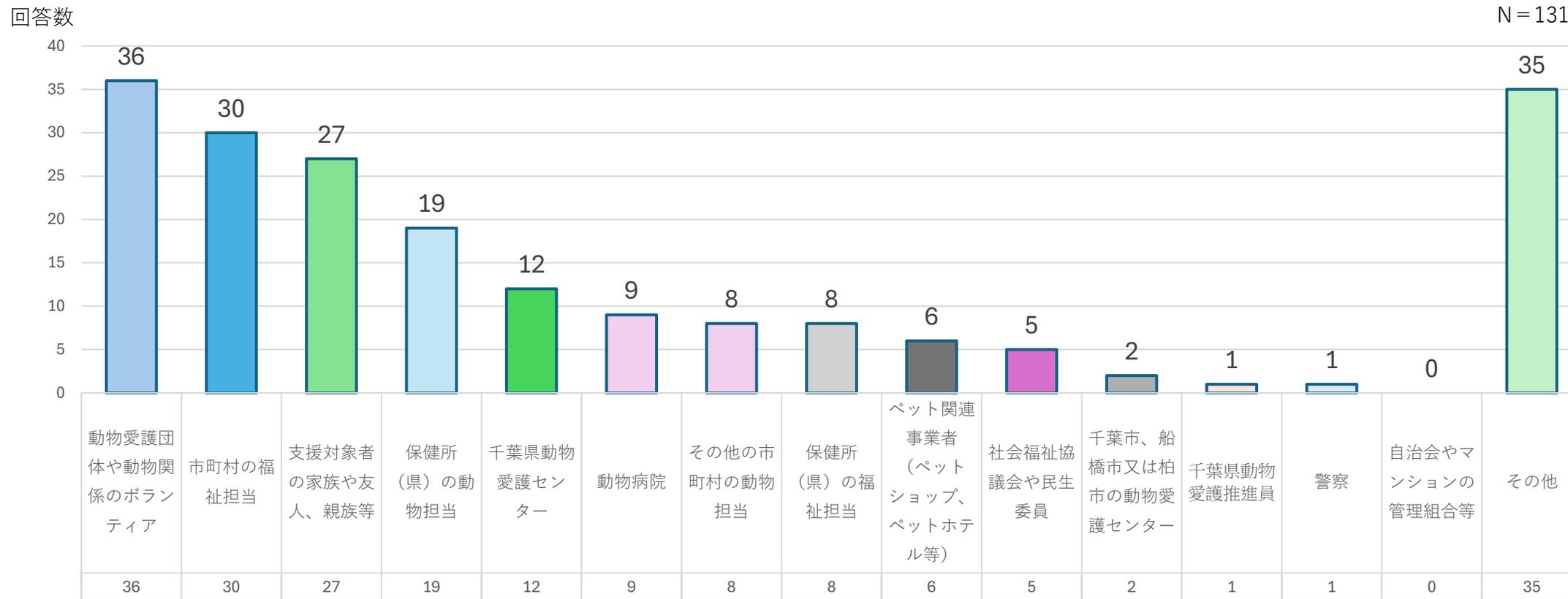
その他の内容

インターネット、猫の保護団体、自立相談支援センター、NPO、個人的に譲渡先を探した、地域包括支援センター、当事業所の従業員や利用者に相談、包括支援センター、職場の上司、中核支援センター、地域包括、民間の保護猫団体、自立相談支援機関窓口、地域ケア会議

# 問題の解決に向けて中心に対応した個人、組織

複数回答可

動物に関する問題の解決に向けて中心に対応した個人、組織については、「その他」が35件（26.7%）と最も多く、次いで「動物愛護団体や動物関係のボランティア」が36件（27.5%）、「市町村の福祉担当」が30件（22.9%）であった。



※その他対応した個人、組織  
 NPO法人、ケアマネ、家族、介護保険関係者委託地域包括支援センター、地域包括支援センター、本人が拒否したため何もしてもらえなかった。、中核支援センター、その方を担当している福祉関係者、友人、職員、中核地域生活支援センター等

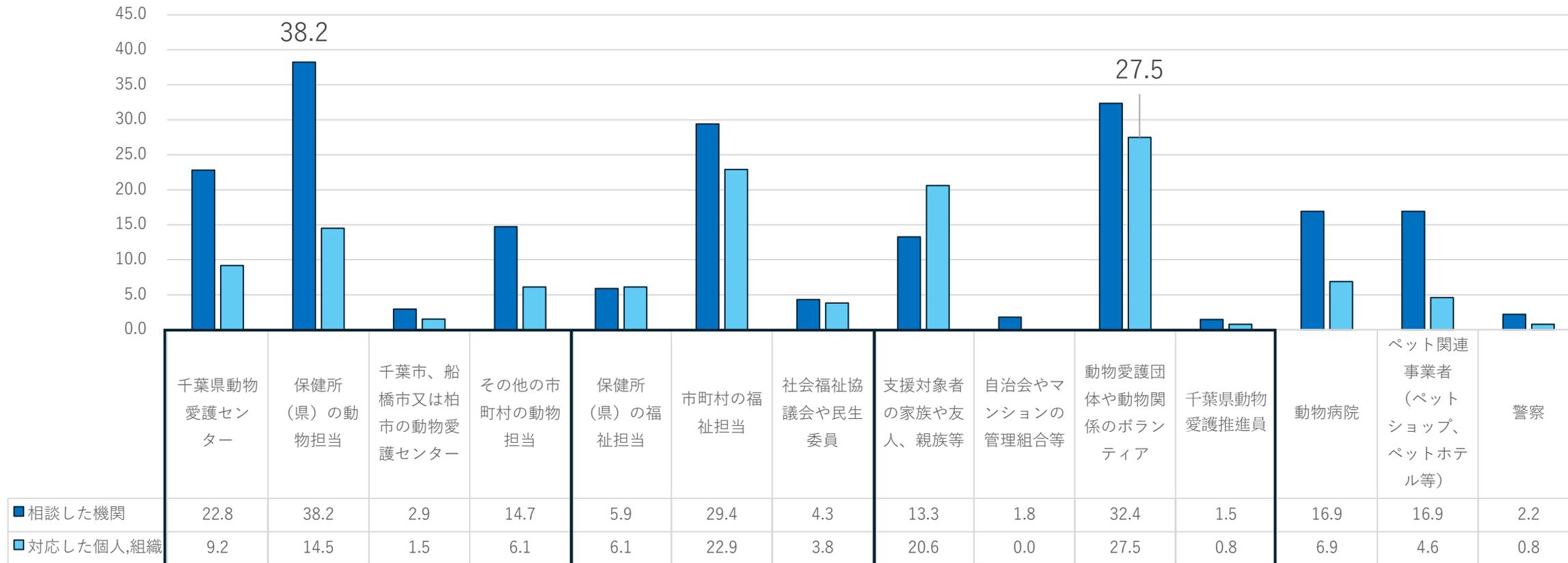
## 動物に関する問題に遭遇等した際の相談先及び中心に対応した個人、組織

「その他」を除いたスライド番号14、15の結果を合わせると以下のとおりであり、相談先としては「保健所（県）の動物担当者」が多いが、中心に対応した個人、組織は「動物愛護団体やボランティア」が多い結果となっている。

パーセント

相談先 N = 136

対応した個人、組織 N = 131

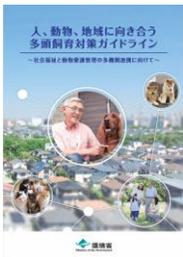


# 対応の概要を教えてください

- 小型犬を飼っていた利用者が自宅で突然死されました。デイサービスのお迎で発見され警察が介入したため検死が終わるまで自宅に犬を残したまま鍵がかけられました。犬の世話に入る事も犬を連れ出すことも出来ず4日。愛護センターやボランティア、動物病院に相談しましたがすぐには対応してもらえず結局大家さんの知り合いが引き取ってくれるまで1ヶ月くらいかかりました。
- 支援者が体調を崩し、入院。療養病棟に入院となり、看取り扱いになった。飼っていた猫が自宅に残されることになり、身内にも引き取りを拒否された。定期的にあさやりに自宅を訪問していたが、それを続けることが難しいため、本人に相談し、保護ボランティア活動をしている方に貰い手を探してもらえるよう頼んではどうか？と提案。本人も「このまま死なせるのはかわいそうだ」と話し、了承を得る。
- 精神的な疾患があり入院が必要となったときに多頭飼育の問題で入院調整が難航する。家の中でたくさん子どもが産まれた猫がいるも家主は生活が破綻しており、施設入所を希望していて、入所調整が難航する。

# 動物の適正飼養に関するパンフレット類の認知度について

回答機関の約9割がペットの適正飼養に関するパンフレット類の存在を知らなかった。



人、動物、地域に向き合う多頭飼養対策ガイドライン

N=266



共に生きる 高齢ペットとシルバー世代

N=261



ペットと暮らすシニア世代の方々へ

N=262

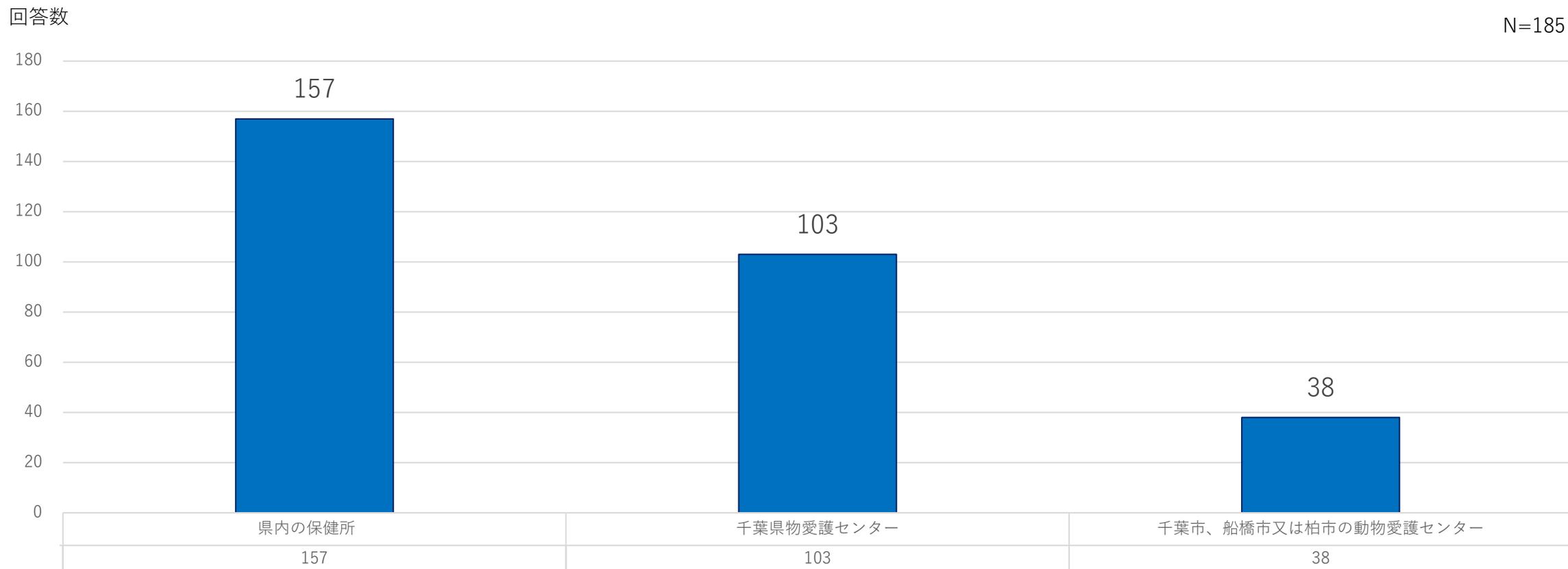


■ 知っている（読んだことがある） ■ 知っている（読んだことはない） ■ 知らなかった

(回答数)

# 動物に関する相談を受け付けている機関の認知度

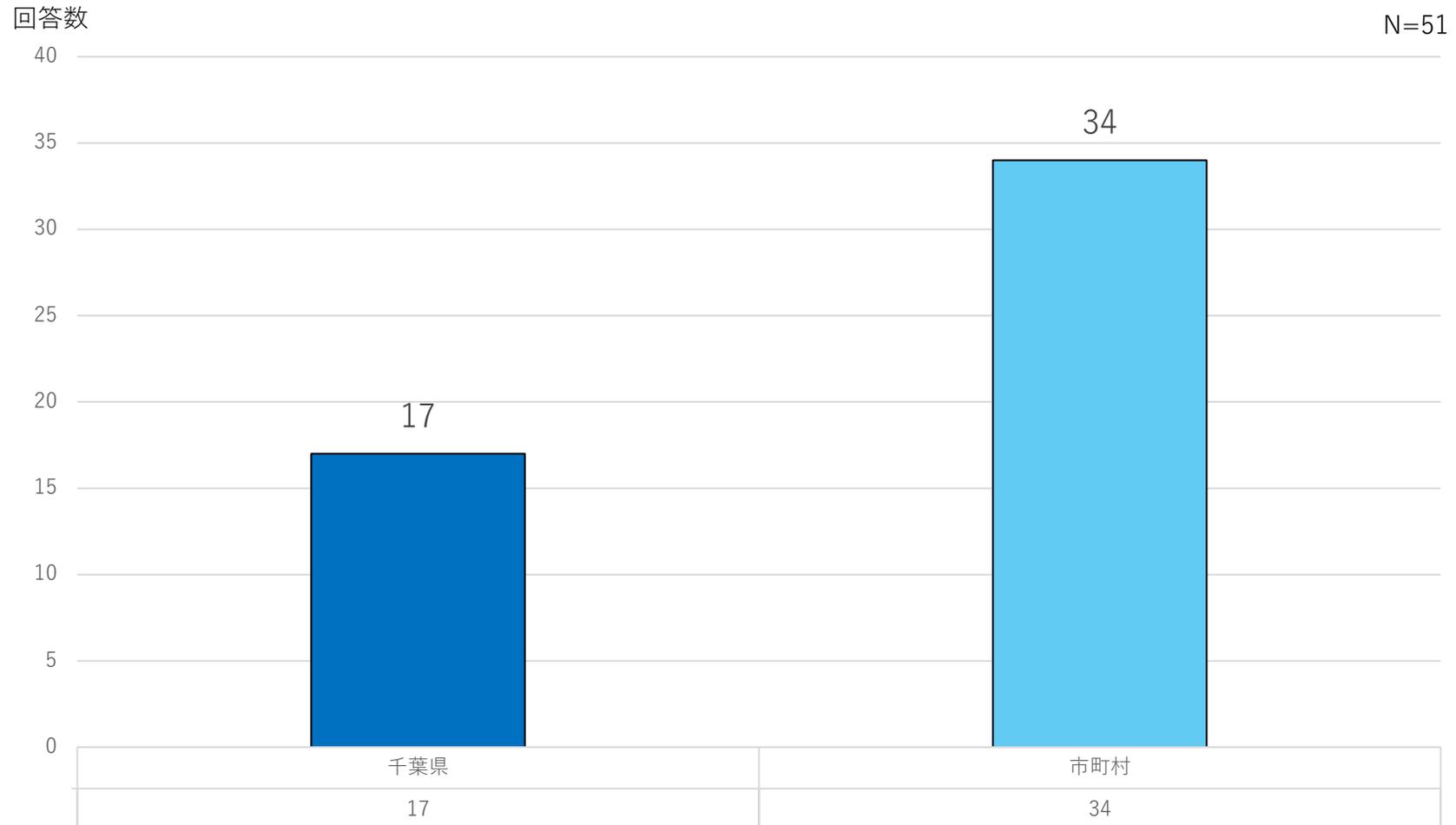
回答のあった185機関における認知度は「県内保健所」が157件（85.7%）と最も多く、次いで「千葉県動物愛護センター」が103件（55.5%）、「千葉市、船橋市又は柏市の動物愛護センター」が38件（19.8%）であった。



# 動物関係部局向けアンケート結果

# 回答属性

回答のあった属性は千葉県が17件（31.3%）、市町村が34件（68.8%）であった。

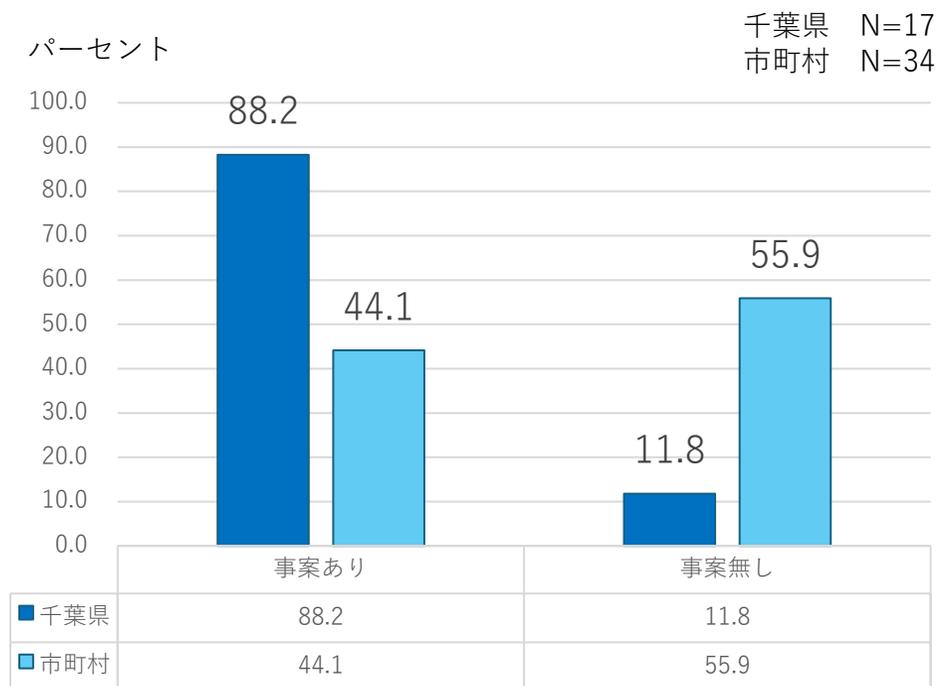


# 支援対象者の関与する動物に関する問題への対応

## 動物に起因する事案の有無

支援対象者の関与する動物に関する問題への対応について「事案がある」と答えた機関は千葉県では88.2%（15件）市町村では44.1%（15件）、「事案が無い」と答えた機関は千葉県では11.8%（2件）で市町村では55.9%（19件）であった。

「事案がある」と回答した全ての機関が、福祉部局やその他の機関に相談し連携、協力等を行っていた。

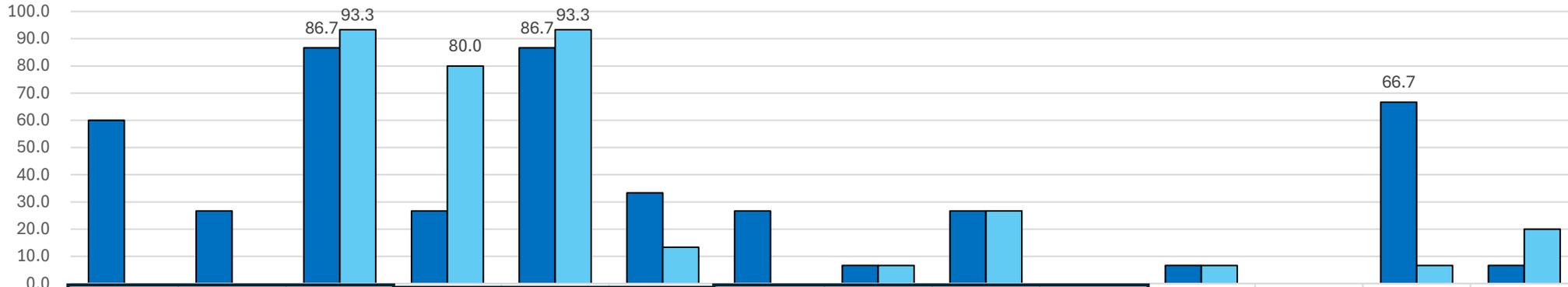


# 支援対象者の関与する動物に関する問題についての相談先

支援対象者の関与する動物に関する問題があった際の相談先について  
 千葉県では「市町村の動物担当者」、「市町村の福祉担当者」が86.7%（13件）で最も多く、次いで「警察」が66.7%（10件）であった。  
 市町村では「その他の市町村の動物担当」、「市町村の福祉担当」が93.3%（14件）で最も多く、次いで「保健所（県）の動物担当」、「保健所（県）福祉担当」が80.0%（12件）であった。

パーセント

千葉県 N=17  
 市町村 N=34

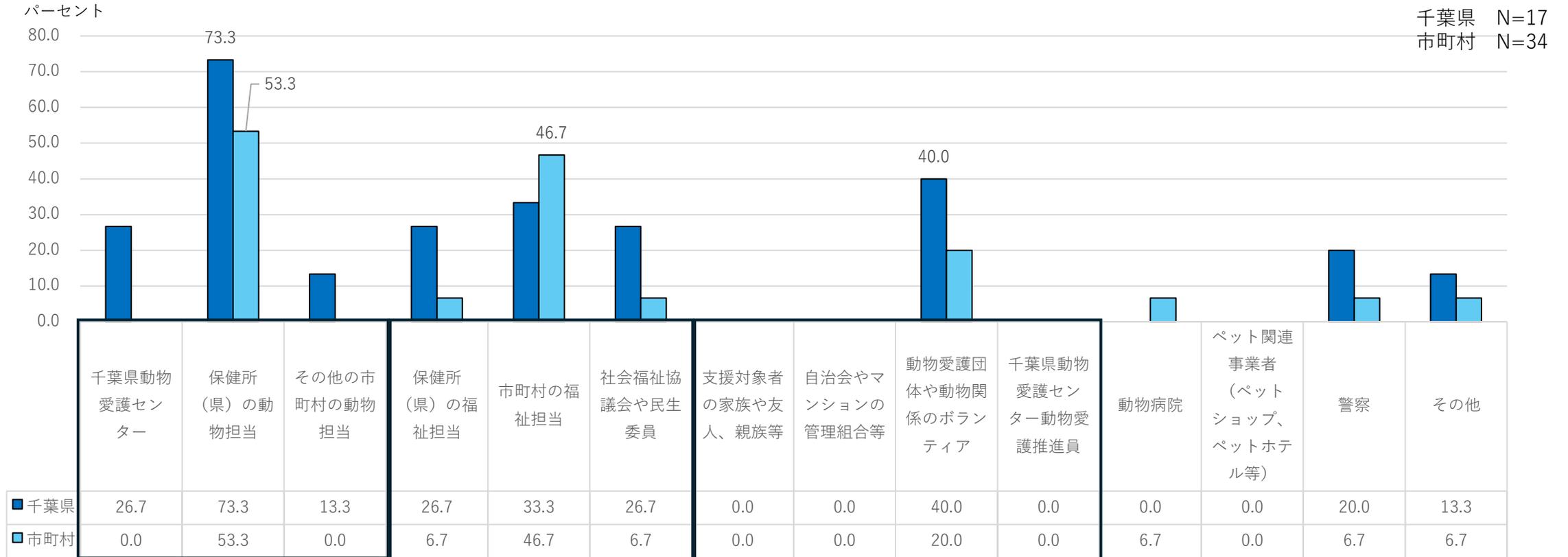


	千葉県	市町村
千葉県動物愛護センター	60.0	0.0
保健所（県）の動物担当	26.7	0.0
その他の市町村の動物担当	86.7	93.3
保健所（県）の福祉担当	26.7	80.0
市町村の福祉担当	86.7	93.3
社会福祉協議会や民生委員	33.3	13.3
支援対象者の家族や友人、親族等	26.7	0.0
自治会やマンションの管理組合等	6.7	6.7
動物愛護団体や動物関係のボランティア	26.7	26.7
千葉県動物愛護センター動物愛護推進員	0.0	0.0
動物病院	6.7	6.7
ペット関連事業者（ペットショップ、ペットホテル等）	0.0	0.0
警察	66.7	6.7
その他	6.7	20.0

その他の内容  
 市町村の市営住宅担当、包括支援センター、市町村の住宅担当、不動産管理会社

# 問題の解決に向けて中心に対応した個人、組織

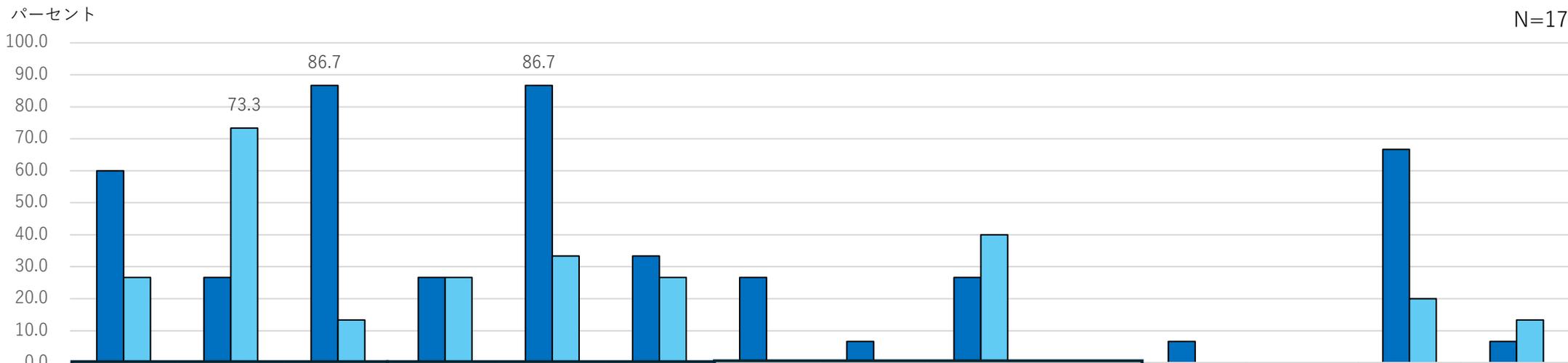
動物に関する問題の解決に向けて中心に対応した個人、組織について  
 千葉県の回答は「保健所（県）の動物担当」が73.3%（11件）次いで「動物愛護団体や動物関係のボランティア」が40.0%（6件）であった。  
 市町村の回答は「保健所（県）の動物担当」53.3%（8件）、「市町村の福祉担当」が46.7%（7件）であった。



その他の内容  
 市町村の住宅担当、大学の専門家

# 支援対象者の関与する動物に関する問題についての 相談先及び中心に対応した個人、組織（千葉県まとめ）

支援対象者の関与する動物に関する問題についての相談先及び対応した個人、組織について千葉県の回答を抜き出したところ、相談先としては「その他の市町村の動物担当」、「市町村の福祉担当」が多く、中心に対応した個人、組織は「保健所（県）の動物担当」の回答が多かった。



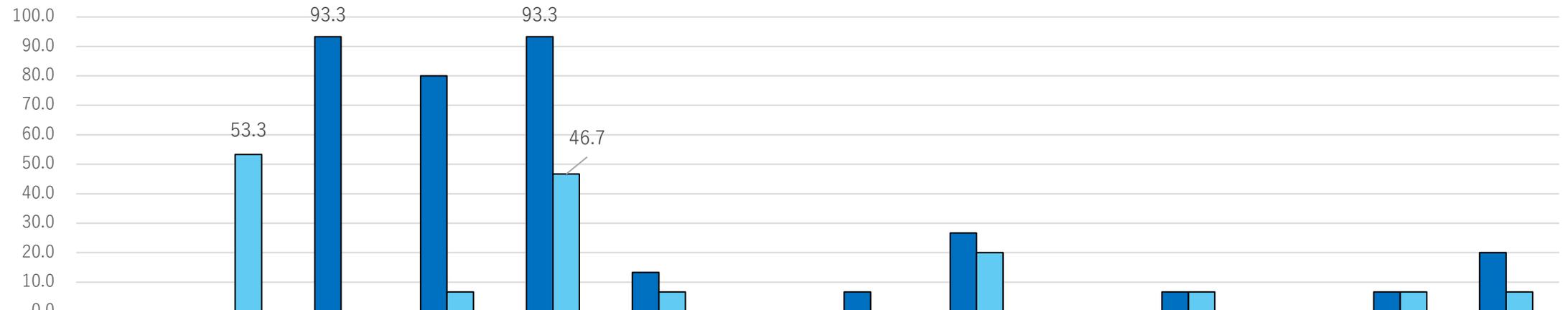
	千葉県動物愛護センター	保健所（県）の動物担当	その他の市町村の動物担当	保健所（県）の福祉担当	市町村の福祉担当	社会福祉協議会や民生委員	支援対象者の家族や友人、親族等	自治会やマンションの管理組合等	動物愛護団体や動物関係のボランティア	千葉県動物愛護センター動物愛護推進員	動物病院	ペット関連事業者（ペットショップ、ペットホテル等）	警察	その他
■相談先	60.0	26.7	86.7	26.7	86.7	33.3	26.7	6.7	26.7	0.0	6.7	0.0	66.7	6.7
■対応した個人、組織	26.7	73.3	13.3	26.7	33.3	26.7	0.0	0.0	40.0	0.0	0.0	0.0	20.0	13.3

# 支援対象者の関与する動物に関する問題についての 相談先及び中心に対応した個人、組織（市町村まとめ）

支援対象者の関与する動物に関する問題についての相談先及び対応した個人、組織について市町村の回答を抜き出したところ、相談先としては「その他の市町村の動物担当」、「市町村の福祉担当」が多く、対応した個人、組織は「保健所（県）の動物担当」が多い結果であった。

パーセント

N=34



	千葉県動物愛護センター	保健所（県）の動物担当	その他の市町村の動物担当	保健所（県）の福祉担当	市町村の福祉担当	社会福祉協議会や民生委員	支援対象者の家族や友人、親族等	自治会やマンションの管理組合等	動物愛護団体や動物関係のボランティア	千葉県動物愛護センター動物愛護推進員	動物病院	ペット関連事業者（ペットショップ、ペットホテル等）	警察	その他
■ 相談先	0.0	0.0	93.3	80.0	93.3	13.3	0.0	6.7	26.7	0.0	6.7	0.0	6.7	20.0
■ 対応した個人、組織	0.0	53.3	0.0	6.7	46.7	6.7	0.0	0.0	20.0	0.0	6.7	0.0	6.7	6.7

# 対応の概要を教えてください①

- 市福祉担当から市動物部門を通じて対象者が猫を多数飼養しているため保健所に相談があり、合同で訪問し在宅している様子が伺えたが、訪問に応じてもらえず動物飼養状況は不明であった。  
市福祉担当や県福祉担当から、生活保護受給者の移送等が行われた後、取り残された動物について相談があった。（後日新たな飼い主に譲渡された。）
- 多頭飼養届出者について、市福祉担当者と状況を共有していたが、個人情報に係る部分是不開示であり、飼い主が入所した後動物が残された。近隣協力者や動物愛護推進員の協力のもと動物は新たな飼い主に譲渡されたが、多頭飼養届出はその後飼い主と接触できず元のままとなっている。
- 高齢・一人暮らし・認知症の可能性のある男性宅で、山羊を複数頭飼育しているが、たびたび逃げ出して周囲に迷惑をかけている状況。通報があると警察が山羊を捕まえて飼い主宅に戻すということが繰り返されており、警察と保健所が複数回にわたり指導するも改善せず。地域の包括支援センターの人が説得に行ったこともあり、情報について共有している。また、親戚に連絡をとり、現在の状況について説明しているが、親戚も説得しても無駄ということであきらめてしまっている。
- アルコール依存症で入院治療が必要となったが、犬を20頭弱飼っているため入院できない。世話をする人がいない。飼い主の親族に連絡し、愛護センターと調整して犬の引き取りを実施した。

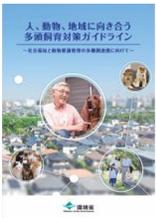
## 対応の概要を教えてください②

- 賃貸住宅の住民が孤独死し、飼い猫が屋内に残置されていた事例（現場検証、遺体搬出済み）。周辺住民から市役所動物担当に猫の残置について通報、市役所動物担当は保健所動物担当に情報提供。保健所動物担当、市役所動物担当、住宅管理会社及び警察で連携の上、現地確認。孤独死した住民は生保受給者であったことから、保健所動物担当から市役所社会福祉担当に親族等について確認。残置された猫については、親族から引取り
- 猫の多頭飼い、不妊去勢手術未実施。市の生活保護担当課が以前より定期的に訪問しているが、市の動物関係担当課との情報共有ができていなかった。市内の動物愛護団体の通報により市の動物担当課が探知。そこで初めて市の生活保護担当課との情報共有がはかられた。猫については、通報者である動物愛護団体が全頭不妊去勢手術を実施。市の生活保護担当課、市の動物関係担当課、当保健所で合同立入し、飼い主指導を実施。今後についても継続指導を行っていく予定。
- 猫の餌やりでかかわりのあった独居老人が入院することになり、飼い猫が6頭取り残されている。飼い主は退院後にグループホームに入所するため、今後猫の世話はできない。飼い主本人から猫の世話を依頼されたが、飼い主は他の知人にも頼んでおり、管理の方法でもめている。保健所は猫の管理方法をアドバイス。地域の民生員にも連絡をしたが、飼い主は過去に野良猫餌やりが原因で地域で問題視されており、近隣とかかわらずに生活していたことがわかった。福祉側からは動物関係は対応がわからないと言われ、保健所が直接飼い主と関わることができなかった。最終的に、残された猫はボランティアが飼い主及び親族と相談し、他のボランティア団体に引き取られた。

# 動物の適正飼養に関するパンフレット類の認知度について（市町村）

市町村の回答は「人、動物、地域に向き合う多頭飼養対策ガイドライン」は「知っている（読んだことはないを含める）」の回答が21件（61.7%）であったが、その他は「知らなかった」の回答が6割を超えていた。

N = 34



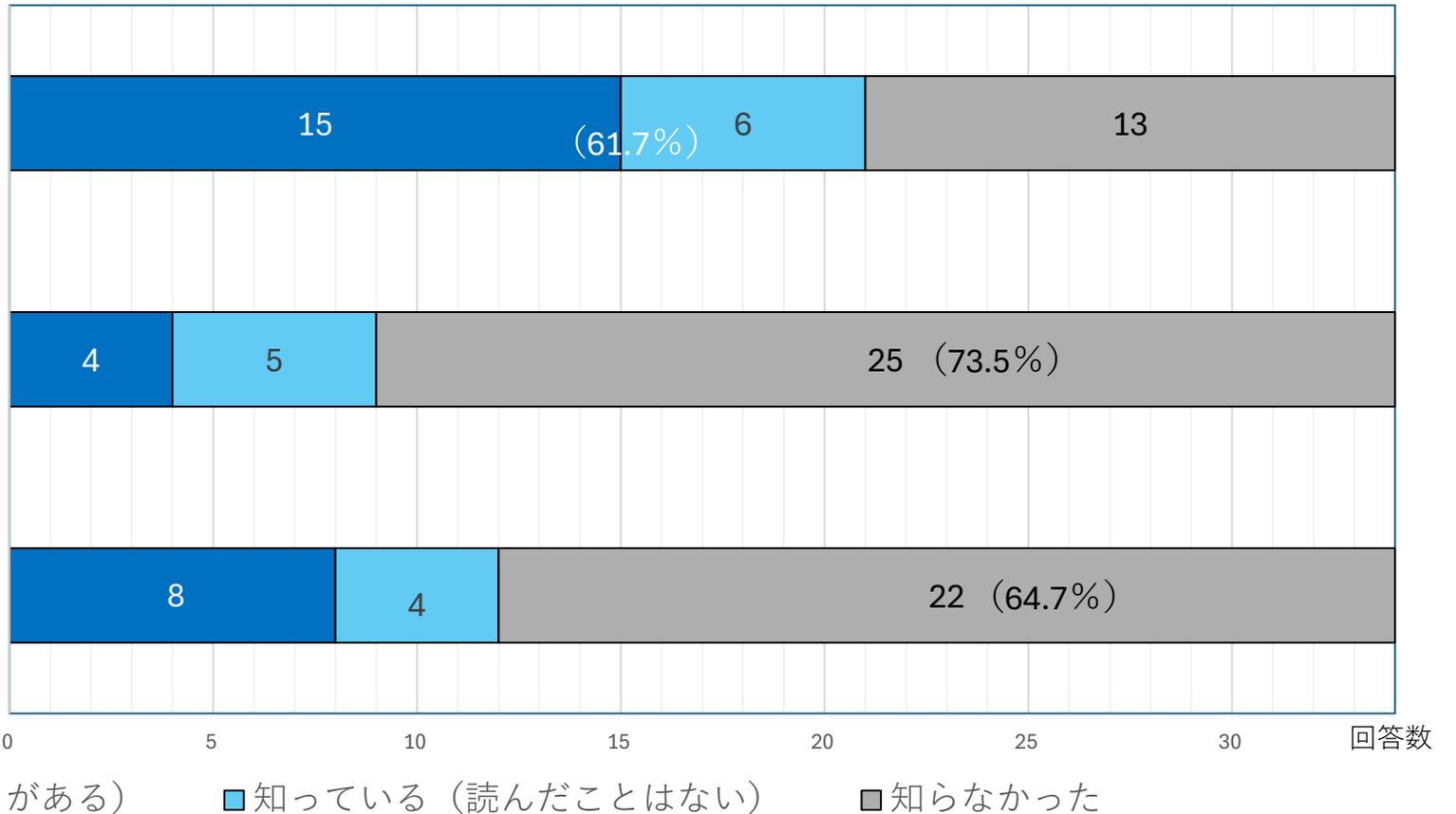
人、動物、地域に向き合う多頭飼養対策ガイドライン



共に生きる 高齢ペットとシルバー世代



ペットと暮らすシニア世代の方々へ



意見を聞かせてください

# 意見を聞かせてください①

- 管轄地域では相談者は高齢者が多く占め、多頭飼養届出者等については訪問回数を増やし、飼養状況や飼育者の状態に変化がないか確認するとともに、台帳には記載のない年齢や身寄りの有無を飼い主の同意のうえ聞き取り、記録を取っている。高齢者の多頭飼養者は継続的・定期的な接触が必要であり、動物部門と福祉部門が交代で訪問し頻度を増やし情報共有したいと考えるが、仕組みがないこともあり、また市町役場の場合、保健所からの依頼文がある月間事業の合同調査以外には消極的な場合が多い。毎回他機関と同行することは大人数となり相手に圧迫感からくる拒否感情が芽生える恐れがあることや、各所属のハードルが上がるので、各機関で連携できる仕組みや枠組み（要領、共通のシステムなど）があるとよい。
- 社会福祉支援の要否について動物部局担当者は専門知識に乏しく、動物担当が飼い主をみてもどういった福祉サービスが必要なのかの判断が難しい。環境省「人、動物、地域に向き合う多頭飼育対策ガイドライン」の飼い主を取り巻く関連図にあるようなさまざまな職種がどのような立場でどの組織でどのように関わりあっているのかが見えず、連携するにも相談先がわからない場合がある。
- 多頭飼養になる前の段階（訪問する度に動物が増えていく状態）で、早めに情報共有し、対応できると良いと思う。
- 人の福祉部局は、保健所は「動物を処分してくれる」と思っていると感じる節があるので、そうではないことを事前に伝えておかないと、歯車がかみ合わないことがある。

## 意見を聞かせてください②

- 飼育している動物について、飼養者からの依頼がなくては引取りが出来ないが、認知症の方は説明しても理解を得ることが難しい。また、飼育環境が劣悪であったとしても、その事実を認識できないため、指導しても効果が得られないことが多い。理解を得るために、普段からやり取りしている福祉関係の方やご家族と一緒に説得することが効果的かと思う。一方で、連携し、複数回にわたり現地へ赴き指導するのは日常業務においてかなり負担になってくるため、日常的にかかわりのある方に動物の愛護や引取りについての制度を理解いただき、事あるごとに忘れないよう説明してもらうなど出来たら良いと思う。
- ペットの飼養に問題が発生する要因は人に起因することが多く、探知の機会という観点からも社会福祉部局が先導的役割を担う場合が多い。家族構成や年齢、持病等のデータベースに動物の飼養状況を加える意義は大きく、今後の対応が望まれると共に、福祉部局から動物部局に向けての情報提供も必要である。
- 支援が必要な人にも飼い主責任は存在する。責任を果たさないまま、周囲が状況だけを改善しても再発を繰り返すだけ。当人に自覚させる手段・技術が必要と感じる。

# 意見を聞かせてください③

- ペットに関する問題について、行政の窓口は保健所・動物愛護センターしかないことが問題。  
ペットの問題は動物ではなく飼い主の問題であり、行政の窓口は、保健所・動物愛護センターしかなく  
対応はそのほとんどが獣医師である。獣医師は動物の専門家であり、人間の専門家ではないため、福祉  
関係の専門家の支援が重要と考えます。  
多頭飼養問題については、飼い主の人格等に問題があり、対応には獣医師・精神相談員・ケアマネージ  
ジャー等が望ましいが、行政の縦割り構造によりなかなか実現できない。  
保健所・動物愛護センターが多頭飼養者から動物を引取りの説得をしても、必ずメスを残し飼い主が亡  
くなるまで多頭飼育を繰り返すことは多い。このことから、保健所・動物愛護センターでは、引取りに  
ついては全頭引取りが基本だが飼い主の同意をえることは難しく拒否することが多い。拒否の理由とし  
ては、行政は殺処分があるからという。  
また福祉関係の職員が対応すると、動物がいなくなることが、飼い主の精神的不安等を気にするあまり  
に動物をあえて残してほしいとの意見がでることもあり、多頭飼育問題については、実務的な対応のガ  
イドラインが必要と考える。  
多頭飼育に伴う強制執行等の事案についても裁判所職員や弁護士の対応についても、動物は、法律上物の  
のとしての対応であり、動物愛護、福祉の対応に欠けることが多く、関係法令の整備が急務である。

# 意見を聞かせてください④

- 高齢者による飼い主のいない猫へのエサやりに起因するトラブル、飼い犬に関する問題が多く発生しております。市に苦情、相談が入ると現地調査や原因者宅の訪問を行います。が、痴呆があり話が通じない方、独居でペットの世話、猫の不妊手術が自力でできない方など、問題の解決が難しい事例もみられます。  
そのような場合には市の福祉部局に相談し、行政からの支援を受けているか、相談できる家族がいるか等の情報を得て対処する場合がありますが、動物の問題というよりも、福祉の問題と感ずる事案が多く対応に苦慮しています。  
猫の不妊手術については、ボランティアの介入がなければ実施することができず、行政と原因者とのやり取りだけでは問題の解決には至りません。行政の口頭による飼い方指導だけでは問題の解決がみられないため、原因者（高齢者）の福祉的な支援者等、日常的に関わり信頼関係を築いている方からの説得が必要と感ずます。そのためには、福祉部局と動物管理部局との情報共有や連携が不可欠であると考えております。
- 高齢者はパンフレット等読まない。（老眼や理解力の低下で読めない理解できない）昔の飼い方（外飼い 放置）の認識を改めるのは非常に困難です。自治体による地域の祭りや公民館等で啓蒙してほしい

# 意見を聞かせてください①

- ペット問題があった時、介護職員は専門家ではないが、必要に迫られて対応せざるを得ない。対応しなければペットが死んでしまうケースが多い。  
市の職員に相談すると、保健所に引き取るくらいしか言われないため、殺してしまうことになると思うと頼めない。  
そういった時に一時的に預かったり、引取り手を探してくれるような専門機関があるといいと思う。
- 保健所に相談するが解決に至らないことが多い。  
支援ネットワーク体制が確立するとよい  
例えば、解決しなくても問題が発生した場合の相談窓口、会議の招集等のコーディネート機能を有する機関が身近にあるとよい  
解決に向けた支援だけでなく啓蒙活動・社会教育、飼育指導、里親等とのマッチング、支援機関・団体のネットワーク化等を担う中核的な機関が身近に（市町村単位）あるとよい。

## 意見を聞かせてください②

- ケアマネとしては、利用者さんの飼育されているペットまでは業務範囲ではないにもかかわらず、関係機関に相談しても介入してくれるわけではないので、ケアマネで対応せざるを得ない状況があります。ケアマネは、国の方針でヤングケアラーの対応や複雑化する介護保険制度などほかの業務が増えている負担は重くなる一方なのに、国が定める報酬は相応していません。ぜひ、関係機関に積極的に介入していただきたいと思います。  
公的機関以外に、個人や団体でこの問題に対応しているところもあるが、費用の問題やスタッフの質の問題（一方的な提案、動物目線に偏った思想、飼い主の個人情報勝手に外部に漏らす、事前の取り決めと異なる対応があるなど）がある。  
この問題は、個人の心理・身体的な問題（寂しさを埋めるために動物を飼い始め、飼育しきれなくなる。エサはやるが基本的にほったらかしにしているので繁殖時期に増えるだけ増えてしまうなど）から、地域の問題（近所に糞尿を落とされたり、車や家屋を傷つけられるなどの被害はあるが、飼い主に働きかけない。ほかの家でエサをあげている。など）まで重層化しているので、ステージごとに対応を考えていくようにしてほしいです。
- 多頭飼育問題が発生した場合は、各担当部署での個別対応は行いながら、情報共有等連携を密に市対応にあたればよいと感じます。

## 意見を聞かせてください③

- 当所が支援する家庭は経済的にも環境的にも課題を抱えているケースが多くあります。近年、法整備が進み、関係機関同士の連携はスムーズに行えるようになりました。特に児童虐待案件については、福祉、保健、医療、教育、警察等が定期的に集まって情報共有や支援について検討する場（要保護児童対策地域協議会）が各自治体ごとに設置されています。  
これまでの経験の中で、ペットの多頭飼育や適切に処理されない糞尿の中で生活している家庭と関わる  
ことが何度かありました。上記機関でのケース検討会議は行っていましたが、ペット問題についての専  
門家をその会議に呼んで検討するということはありませんでした。私たち自身がそのことについて知識  
が無かったり、どこに、どう相談して良いか判断がつかないことが要因だと考えられます。会議に直接  
参加するかどうかは将来的な検討としても、まずは当所職員が正しい知識、最新の情報を知るという取  
り組みは必要だと思います。今回、こういった情報に触れる機会を頂けたこと、また意見を述べる場を  
用意してくださったことに感謝いたします。  
ペットを適切に養育できないという事象については児童虐待と非常に近い感覚を持っています。意図的  
に虐待するアビュース（abuse）や結果的に不適切な関りとなっているマルトリートメント  
（maltreatment）など、ケースによって個々に状況は異なります。お金を儲けるための道具として動物  
を乱用する。適切な養育をしないのか、できないのか。できないのは本人の能力、特性によるものなの  
か、環境要因なのか、など。どちらもアセスメントが重要だなと感じています。

## 意見を聞かせてください④

- 生活保護受給者の場合、ペットの問題を支援対象者自身が問題として捉えているケースが少ないと感じる。事態が深刻化する前に行政が把握し、適切な助言指導を行う必要がある。こちらからの助言指導に応じなければ、速やかに関係機関へ相談試みる事が必要。生活保護ではペットに対しての扶助は行っておらず、そういった世帯は国で保証されている最低生活が保障されていないため、家計改善の意味合いも含まれている。生活保護担当課から当市環境課へ相談し、そこから保健所・動物愛護団体・警察へと繋げ、改善へと繋がったケースがあった。
- いざと言う時には、偶然かたまたましか解決しないケースがほとんど。時間がない中里親を自分たちで探して、と言われてしまう。役所または保健所から、餌をあげなければそこから居なくなるからと言われたこともある。  
飼わない、或いは飼う時には万一の時に対応してくれる仕組み作りが必要で、そういったシステムを利用しないと飼えないなどの仕組みが必要。
- 社会福祉は本人の希望に沿って支援を行うことが基本であるが、劣悪な環境やトラブルになっていたとしても対象者がペットを手放すことを拒否した場合、対象者を悪とせず動物愛護管理者との連携を行いつつ環境を整えていく事が必要と思われる。  
劣悪な環境の多頭飼育であったとしても対象者がその環境を望んでいた場合、一時環境は改善されたとしてもまた同じ状況に戻ってしまうのではないかと予想する。

# 現時点のとりまとめ

支援対象者の関与する動物に関する問題の発生予防、早期探知及び再発防止のためには、動物関係部局と社会福祉関連機関等が円滑に連携できる体制の構築が重要であることから、連携に必要な課題を抽出の上、今後、実効性のある体制づくりに向けて、社会福祉関連機関等との調整を速やかに進めていく必要があると考えています。